

## 1 経過

| 時 期                     | 内 容                                                    |
|-------------------------|--------------------------------------------------------|
| R5 年 11 月 9 日           | 市議会（福祉環境委員会）<br>・ 人権条例制定について説明                         |
| R6 年 2 月 8 日            | 益田市人権・同和問題解決推進委員会（令和 5 年度第 2 回）<br>・ 人権条例制定について説明、審議依頼 |
| 5 月 22 日                | 第 1 回益田市人権・同和問題解決推進委員会<br>・ 条例（素案）の審議                  |
| 6 月                     | 人権活動団体への意見聴取                                           |
| 7 月 16 日                | 庁内人権施策推進委員会<br>・ 条例（修正案）に関する意見聴取                       |
| 7 月 31 日                | 第 2 回益田市人権・同和問題解決推進委員会<br>・ 条例（修正案）の審議                 |
| 9 月 17 日                | 再修正案の調整及び渡辺委員長への説明                                     |
| 9 月 19 日                | 市議会（福祉環境委員会）<br>・ 条例制定に関する検討状況の報告                      |
| 9 月 26 日<br>～10 月 21 日  | パブリックコメント<br>・ 条例案に関する意見公募                             |
| 10 月 30 日               | 庁内法令審査、条例（最終案）の確定                                      |
| 11 月 13 日               | 市議会（福祉環境委員会）<br>・ パブリックコメントの結果報告                       |
| 11 月 18 日               | 益田市人権・同和問題解決推進委員会への書面報告<br>・ 最終案の概要                    |
| 11 月 26 日<br>～12 月 16 日 | 市議会<br>・ 条例案（議案）提出 → 議決                                |
| 12 月 17 日               | 条例公布                                                   |
| R7 年 2 月 17 日           | 第 3 回益田市人権・同和問題解決推進委員会<br>・ 経過報告                       |
| 4 月 1 日                 | 条例施行                                                   |

## 2 条例の内容等に関する特記事項

## （1）題名について

第 2 回委員会での意見を参考に、差別を解消することが重要であるとの認識の下、「差別のない」という文言を題名に加えることとした。これは、条例本文とも整合性を図り、差別のない社会をつくる強い意思の表明を意図したものである。

## (2) 人権条例における「不当な差別」と「差別」の用例について

差別について規定する自治体の人権条例には、「不当な」との文言を加える例と単に「差別」としている例があるが、ここ数年のうちに制定された条例では前者が多く見られる。

「不当な」との文言を加える一つの要因には、正当な理由があるか否かによって捉え方の異なる、障害者差別解消法（不当な差別的取扱い）の考え方が影響するものと思われ、その考え方に沿い、「（特定の属性を理由とする）その行為が客観的に判断し正当な目的下で行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合は「不当な差別」に相当しない」旨の解説を付す自治体もある。

### ○障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」の考え方

内閣府の基本方針では、「障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること」とされ、あわせて、「障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない」とされている。

※ 正当な理由に相当するのは、

「障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合」であるとされている。

本市の場合、当初条例案においては「不当な差別」を使用することとしていたが、「差別＝不合理な差別」という見方が社会的に一般化していることに加え、「正当な理由による差別（措置）と不当な差別」の区分けや解釈が市民に分かりにくいことなどの理由により最終的に「差別」に見直すこととした。

## (3) 基本計画の策定等に関する経過措置について

令和4年3月に策定した益田市人権・同和問題基本計画の終期が令和8年度末であることから、条例施行後において、この計画を条例第8条第1項の規定により策定した基本計画とみなす旨の経過措置を設けている。

## (4) 益田市人権施策推進審議会の設置について

条例施行後、現在の益田市人権・同和問題解決推進委員会に変わる新たな附属機関として益田市人権施策推進審議会を設置することを規定している。同時に、委員の定数及び構成を次のとおり変更している。

○委員定数 （現委員会）25人以内 →（審議会）20人以内

○委員構成 （現委員会）市職員の規定あり →（審議会）同規定を削除